

議案第 3 号

瑞穂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

開示請求の特例の追加及び罰則の対象要件を改めるため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町個人情報保護条例の一部を改正する条例

瑞穂町個人情報保護条例（平成 1 5 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第 2 条第 9 号中「以下同じ。」及び「（以下「法人等」という。）」を削る。

第 8 条第 2 項中「き損」を「毀損」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「指定管理者」の次に「（以下「受託者等」という。）」を加え、「き損」を「毀損」に改め、同条第 2 項中「前項」を「同項」に改める。

第 1 6 条の次に次の 1 条を加える。

（開示の請求等の特例）

第16条の2 実施機関が規則で定める保有個人情報、第14条の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により規則で定める保有個人情報について開示の請求があったときは、第15条の規定にかかわらず、開示の決定又は非開示決定をしないで、速やかに、前条第1項又は第2項に規定する方法により開示するものとする。この場合において、同条第1項中「前条第2項に規定する通知書により指定する日時」を「指定する日時」に読み替える。

第34条中「法人の」を「受託者等の」に、「法人若しくは人」を「受託者等」に、「法人又は人」を「受託者等」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

瑞穂町個人情報保護条例 新旧対照表

新	旧
<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に鑑み、実施機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにするとともに、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(8) 略</p> <p>(9)事業者 法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。_____)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体____及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>(適正管理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>目次 略</p> <p>第1章 略</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展にかんがみ、実施機関における個人情報の取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにするとともに、町政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)から(8) 略</p> <p>(9)事業者 法人(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。<u>以下同じ。</u>)、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)その他の団体<u>(以下「法人等」という。)</u>及び事業を営む個人をいう。</p> <p>第3条から第5条 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第6条及び第7条 略</p> <p>(適正管理)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失及び<u>き損</u>の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 略</p>

第9条 略

(受託者等の責務)

第10条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者又は町の公の施設の指定管理者(以下「受託者等」という。)は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は同項の指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第11条から第12条 略

第3章 略

第13条から第16条 略

(開示の請求等の特例)

第16条の2 実施機関が規則で定める保有個人情報は、第14条の規定にかかわらず、開示の請求は、口頭により行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により規則で定める保有個人情報について開示の請求があったときは、第15条の規定にかかわらず、開示の決定又は非開示決定をしないで、速やかに、前条第1項又は第2項に規定する方法により開示するものとする。この場合において、同条第1項中「前条第2項に規定する通知書により指定する日時」を「指定する日時」に読み替える。

第17条から第21条の2 略

第4章及び第5章 略

第6章 略

第30条から第33条 略

第34条 受託者等の代表者又は受託者等の代

第9条 略

(受託者等の責務)

第10条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託した者又は町の公の施設の指定管理者_____は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は前項の指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第11条から第12条 略

第3章 略

第13条から第16条 略

第17条から第21条の2 略

第4章及び第5章 略

第6章 略

第30条から第33条 略

第34条 法人の代表者又は法人若しくは人の

理人、使用人その他の従業者が、その受託者等の業務に関し第30条又は第31条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その受託者等に対して、各本条の罰金刑を科する。

第35条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し第30条又は第31条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第35条 略